



平成 29 年 9 月 5 日

各 位

会社名 ホ シ デ ン 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 古橋 健士
 (コード番号 6804 東証第一部)
 問合せ先 取締役社長室担当 本保 信二
 (TEL 072-993-1010)

2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 5 日付の当社取締役会において決議いたしました 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	<u>2,454 円</u>
(ご参考)	
発行条件決定時における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）（2017 年 9 月 5 日）	<u>1,766 円</u>
ロ. アップ率【{(転換価額) / (株価（終値）) - 1} × 100】	<u>38.96%</u>

(ご参考) 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 本社債の総額 100 億円
- (2) 本新株予約権の割当日及び 2017 年 9 月 21 日
 本社債の払込期日（発行日）
- (3) 本新株予約権を行使することができる期間 2017 年 10 月 5 日から 2024 年 9 月 6 日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、(i) 本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii) 本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のため Daiwa Capital Markets Europe に引き渡された時まで、また (iii) 本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024 年 9 月 6 日より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

当該組織再編等の効力発生日から 14 日以内のいずれかの日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における（i）当社と他の会社との合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）若しくは（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものにかかる承認決議の採択を総称している。

上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款のいずれによるものであるかを問わず、株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における 4 営業日（当該 4 営業日の計算においては行使日及び株主確定日を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。）第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(4) 債 還 期 限 2024 年 9 月 20 日

(5) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2017 年 8 月 31 日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する潜在株式数の比率は 6.85%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。

※詳細は、平成 29 年 9 月 5 日付当社プレスリリース「2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、当社が 2024 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。なお、同社債については国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。